

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立打越中学校

校長名 三浦 壮次 公印

令和8年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

ものごとを正しく判断し、自分から進んで行動する人になるために

◎よく考え、確かな知識を身に付ける (重点)

○互いに協力し、思いやりのある人になる

○健康な身体を作り、働く喜びをもつ

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

○ア 確かな学力の育成

① 「学び合い」「国語・数学・英語を中心とした基礎学力定着プロジェクト」「授業における見通しと振り返り」等を通し、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、対話的な学びを通して思考力、判断力、表現力等を高め、主体的に学習に取り組む態度を育成する。

② 1人1台の学習用端末を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの往還により充実させる。

③ 外部人材との連携を進め、個別指導や補習教室等を充実させ、基礎学力の定着を図る。

イ 豊かな心の育成

① 人権尊重の精神に基づき、全教育活動を通じ自己理解を深め、自他の特性を認め合い、互いの命を尊重し、多様な他者への思いやりや優しさの心の育成とともに規範意識の醸成を図る。

② 主体性と社会性を育てるために道徳教育の充実を図り、道徳的実践力や判断力を身につける。

③ グローバル社会で活躍できる人材の基盤となる資質・能力を育成する。

ウ 健やかな体の育成

① 保健体育科の授業のみならず、教育活動全体で健全な思考力・判断力・表現力等の育成と心身共に健やかな成長を促し、環境教育、キャリア教育、食育、心身の発達に関する指導を推進する。

② 体験学習を充実させ、地域や社会に視野を広げ、社会の一員としての自覚と責任をもち、主体的に社会に貢献できる力の育成を図る。

エ 不登校生徒への支援

① 「つながるプラン」を踏まえて、不登校生徒の一人ひとりの状況を把握し、それに応じた必要な支援や環境整備を行い、安心して教育が受けられる取組を組織的に行う。

オ いじめ防止等の取組

① 「いじめを許さないまち八王子条例」等に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応のために、学校いじめ対策委員会を中心に、保護者や関係機関と連携しながら組織的な実態把握、生徒一人ひとりに応じた指導を迅速かつ丁寧に行う。

カ 特別支援教育の充実

① 特別支援教育を充実させ、さまざまな個性のある生徒の理解に努め、「共に」の精神の下、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を行うことで「自立」を促す。

キ 小中一貫教育のさらなる充実 【打越中学校グループ(由井第一小、長沼小)】

打越中学校グループの共通目標を「より良い社会の形成者の育成」とし、「義務教育9年間で育てたい児童・生徒像」は、「ものごとを正しく判断し、思いやりをもって自分からすすんで行動する人」である。そのために、小中一貫教育を一層推進し、教育活動の充実を図る。第2号の2表

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ① ペア・グループ学習等を取り入れた「学び合い」の実践とICTの活用を通して、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図り、学びに向かう力を育てる。
- ② 1人1台の学習用端末を活用して、共同編集等を行う活動や多様な意見を共有し合意形成や意見共有を図る活動、自らの思考を深める活動や学習の調整を図る活動等の充実を図る。
- ③ 学習ボランティア等を活用して個に応じた指導を充実させることで、学習意欲を高め、主体的に学習する生徒を育成する。
- ④ 「八王子市学力定着度調査」等の結果をもとに、課題を分析し、基礎・基本の定着を図るために国語、数学、英語を中心とした基礎学力テストを小中一貫で組織的に行うとともに、学力向上に向けた授業改善に取り組む。

イ 総合的な学習の時間

- ① 「『グローバル（グローバルとローカル）』な視点をもった持続可能な社会の創り手を育む」を3年間のテーマとし、第1学年「協働・連携～他者や地域と～」、第2学年「深化～自己の生き方の考えを～」、第3学年「実現～自らの進路を～」を小テーマに、教科横断的、探究的な学習や体験学習の充実を図る。
- ② SDGsの視点を踏まえ、協働的な学習活動を取り入れ、郷土学習（日本遺産等）、環境教育、キャリア教育、国際理解教育との連携を図りながら、問題解決能力を育成する。
- ③ 地域行事、地域防災との関連を図りながら、地域の一員としての自覚を促す。

ウ 特別活動

- ① 生徒がさまざまな課題に対して、自らよく考え、正しく判断・行動できるよう適切な情報提供や案内・説明などの指導支援を一層進めるためにガイダンス機能の充実を図る。
- ② 学校行事や集団宿泊の行事、委員会活動等の中で、学校や学級集団の一員である自覚をもたせ、社会性や豊かな人間性を育む。特に「自己効力感」や「協働力」の育成に重点を置く。
- ③ 生徒会活動の充実を図り、自治活動を通して自己指導能力や自己有用感、愛校心を育てる。
- ④ 東京都児童・生徒体力・運動能力、生活習慣等調査の結果を分析・活用し、「早寝・早起き・朝ごはん」の活動を通じて、生活習慣の改善と基礎体力の向上に取り組む。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ① 「生命の尊さ」「思いやり、感謝」を重点的に指導する内容項目として、生命と人権を尊重する精神の育成に取り組むとともに、「考え、議論する道徳」を推進する。
- ② 道徳教育全体計画及び別葉に基づき、自他を尊重できる力を育成するとともに、正しく判断して自主的に行動できる生徒を育成する。
- ③ 主たる教材である教科用図書や「東京都道徳教育教材集」などを活用し、生徒の内面に問いかける道徳授業の中で、生徒の成長を認め、励ます手だてを工夫し、評価を行う。
- ④ 保護者、地域と連携し、道徳授業地区公開講座や地域の行事への参加等、思いやりや相互理解、生命尊重の心の育成を図るとともに、地域を愛する気持ち（郷土愛）を育てる。

(3) キャリア教育

- ① 義務教育9年間を見通したキャリア教育の視点に立って、地域社会との連携や地域社会の資源を活かした教科横断的で探究的な学習により生徒のキャリア発達を促す指導の充実を図る。
- ② 多様な他者を理解・尊重し、生涯にわたる生き方を考える機会を設定し、「職場体験」等を通して、望ましい勤労観や職業観を育成する。また、さまざまな教育活動の機会を捉え、生徒一人ひとりが自己理解を深め、主体的に進路を選択し、自己実現に向けて努力できる能力を育成する。
- ③ 「はちおうじっ子キャリア・パスポート」を活用し、小学校段階から系統的な進路指導、進路選択の支援を行うとともに、保護者との連携を図る。

(4) 特別支援教育

- ① 全ての生徒に分かりやすい授業を行うために、1人1台の学習用端末の活用等を通して、ユニバーサルデザイン、合理的配慮の視点に基づいたインクルーシブな学習環境づくりを行う。
- ② 特別支援校内委員会を中心に家庭や関係機関と連携し、学校生活支援シートや個別指導計画を活用し、個性と多様性に応じた義務教育9年間の切れ目のない支援を行う。
- ③ 特別支援学級との交流及び共同学習と、都立八王子特別支援学校、都立八王子西特別支援学校との副籍交流を充実させることで障害者理解教育を推進し、共生の心を育てる。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 「挨拶・時間厳守・責任ある行動」を基本に、生徒の自己指導能力の育成のため、生徒会活動を中心に「生活のきまり」の見直し等学校生活の改善を図る。
- ② 安全教育や防災教育を地域や関係機関と連携し、安全や災害に対する意識を高め、危機回避能力を身に付けることができるようにする。
- ③ 「『生命(いのち)』の安全教育」を指導の手引き等を基に、発達段階に応じて全学年において保健体育科等の授業で実施する。

イ いじめ防止等の取組

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、週1回の「いじめ対応のための時間」の中で生活アンケートやQ-U等の情報を整理し、学校全体での共有、早期発見、迅速かつ組織的な早期対応・解決に努めるとともに、未然防止のために「学校いじめ対策委員会」を核とし組織的に対応する。
- ② 「いじめ防止プログラム」や「SOSの出し方に関する教育」を実施し、保護者とも連携を図りながら、生徒に寄り添い、生徒にとって悩みを相談しやすい環境づくりを行う。
- ③ 校内支援員会による「SOSボックス」の設置、生徒会によるいじめ防止活動「スクールビタミン」等を通して、いじめの未然防止を図り、早期発見に努める。

ウ 不登校生徒への支援等

- ① 不登校対応巡回教員と連携した「校内支援委員会」「Q-Uアンケート」の実施による生徒の状況把握、「心の教室」「マイスタールーム」「チャレンジルーム」等の各支援教室を有効的に活用した生徒が大人に相談できる環境づくり等を通して、一人ひとりの自立と成長を促す。
- ② 登校支援コーディネーターを核として、「個票システム」を活用しながら不登校巡回教員や関係機関、保護者等と連携し生徒の実態に合わせた支援の充実を図る。

(6) 学力保障の取組(はちおうじっ子ミニマムの取組)

- ① 「はちおうじっ子ミニマム」等の結果を踏まえ、学生ボランティアや地域人材との連携を進め、基礎学力定着を図るために、放課後や面談期間中等に補習・自学自習教室を行う。
- ② 家庭学習習慣の定着に向けて、1人1台の学習用端末の日常的な活用や予習復習の仕方や宿題等を適切に指導する。

(7) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

- (取組1) 「打越中学校グループサミット」の実施を通じて、中学校区の課題を共有し、義務教育9年間を見通した、より良い学校生活の実現を推進する。
- (取組2) 「学力定着プロジェクトチーム」を中心とした授業交流と指導方法改善のための協議を行い、義務教育9年間を見通した教育活動を行う。
- (取組3) 小中一貫の研修や小学校第6学年児童の中学校の合唱祭見学や授業体験、部活動や児童会・生徒会の交流等を実施する中で、生徒の情報を共有し円滑な小中の接続を推進する。
- (取組4) 地域全体で毎月8日を「あいさつ」の日と設定し、地域と一体化したあいさつ運動や小中合同の「引き渡し訓練」等、地域と協働した防災訓練を実施する。

イ その他

- ① 基礎学力の定着と言語能力の育成、「情報活用能力系統表」等を活用した情報活用能力の向上

のために、1人1台の学習用端末等を活用した授業改善を行う。

- ② 「八王子市の部活動改革の方針」に基づき、「特色ある部活動」、「4つのカテゴリーの部活動」「広域部活動」を設置し、平日の活動時間2時間、各部活動の特色に合わせた活動日を設定し、部活動改革を推進していく。
- ③ 「小中合同あいさつ運動」「北野ストリートフェス」等、地域行事や活動参加による地域貢献や地域と協働した活動を行い、自己有用感やボランティアマインドを育てるとともに、通知表への記載、ボランティアカードの活用を通して成長のようすを見取り評価していく。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

| 月 学年 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | 合計 |
|---------|---|----|----|----|---|----|----|----|----|----|----|----|-----|
| 1 | 17 | 18 | 22 | 17 | 5 | 20 | 21 | 19 | 19 | 15 | 19 | 18 | 210 |
| 2 | 19 | 18 | 22 | 17 | 5 | 20 | 21 | 19 | 19 | 15 | 19 | 18 | 212 |
| 3 | 19 | 18 | 22 | 17 | 5 | 20 | 21 | 19 | 19 | 15 | 19 | 15 | 209 |
| 備 考 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 振替休業日を取らない土曜日の授業実施日 4月25日、9月19日、2月6日 ・ 夏季休業日は7月25日から8月24日とする。 ・ 第1学年は入学式が4月8日のため、4月の授業日数が2日減となる。 ・ 第3学年は卒業式が3月19日のため、3月の授業日数が3日減となる。 ・ 都民の日、10月1日は授業日とする。 | | | | | | | | | | | | |

(2) 各教科等の年間授業時数配当表（1単位時間は50分とする。）

| 区 分 | | 学 年 | 1 | 2 | 3 |
|-------------|--------------|-----|------|------|------|
| 各 教 科 | 国 語 | | 140 | 140 | 105 |
| | 社 会 | | 105 | 105 | 140 |
| | 数 学 | | 140 | 105 | 140 |
| | 理 科 | | 105 | 140 | 140 |
| | 音 楽 | | 45 | 35 | 35 |
| | 美 術 | | 45 | 35 | 35 |
| | 保健体育 | | 105 | 105 | 105 |
| | 技術・家庭 | | 70 | 70 | 35 |
| | 外 国 語（ 英 語 ） | | 140 | 140 | 140 |
| | 小 計 | | 895 | 875 | 875 |
| 特別の教科 道徳 | | | 35 | 35 | 35 |
| 総合的な学習の時間 | | | 50 | 70 | 70 |
| 特別活動(学級活動) | | | 35 | 35 | 35 |
| 総 計 | | | 1015 | 1015 | 1015 |

備 考

ア その他の授業時数

| 学年 区分 | 1 | 2 | 3 |
|------------|----|----|----|
| 生徒会活動 | 3 | 3 | 3 |
| 学校行事 | 42 | 45 | 40 |
| 学級・学年裁量の時間 | 2 | 2 | 2 |

イ 1 単位時間

- ・ 1 単位時間は50分とする。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

- ・ 4月13日、身体計測時の授業を補うため1時間授業を行う。【全学年】
- ・ 5月8日、生徒総会時の授業を補うため1時間授業を行う。【全学年】
- ・ 5月11日、5月15日、5月18日、体育祭前の特別時間割にて、6校時に体育祭の取組として計3時間の授業を行う。【全学年】
- ・ 5月29日、6月5日、6月8日、1学期期末考査前の授業確保の取組として計3時間の授業を行う。【全学年】
- ・ 6月29日、総合学習の授業を補うため1時間授業を行う。【全学年】
- ・ 9月4日、生徒会役員選挙時の授業を補うため1時間授業を行う。【全学年】
- ・ 9月7日、総合学習の授業を補うため1時間授業を行う。【全学年】
- ・ 9月25日、総合学習の授業を補うため1時間授業を行う。【第3学年】
- ・ 10月16日、10月19日、10月23日、合唱祭前の特別時間割にて、6校時に合唱祭の取組として計3時間の授業を行う。【全学年】
- ・ 11月20日、総合学習の授業を補うため1時間授業を行う。【第3学年】
- ・ 2月19日、総合学習の授業を補うため1時間授業を行う。【第3学年】

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

- ・ なし

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・ 朝学活後の時間に朝読書を行う。（午前8時25分から午前8時35分まで）
- ・ 年間を通して、清掃美化活動、生徒会活動、進路指導、各教科の個別指導及び個別学習を行う。
- ・ 7月と12月の教育相談期間に1日2時間、10日間、計20時間の補習授業を行う。

カ その他

